

平成三十年法律第八十一号

平成三十年特定災害関連連義援金に係る差押
禁止等に関する法律

1 平成三十年特定災害関連連義援金の交付を受け
ることとなった者の当該交付を受ける権利は、
譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえること
ができない。

2 平成三十年特定災害関連連義援金として交付を
受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「平成三十年特定災害関連
義援金」とは、次に掲げる災害の被災者又はそ
の遺族（以下この項において「被災者等」とい
う。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等
のため自発的に拠出された金銭を原資として、
都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定
の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭を
いう。

一 平成三十年六月十八日に発生した大阪府北
部を震源とする地震及びこれに引き続いて発
生した余震による災害

二 平成三十年七月豪雨による災害

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受
け、又は交付を受けることとなった平成三十年
特定災害関連連義援金についても適用する。ただ
し、この法律の施行前に生じた効力を妨げな
い。